

わく!!
わく!!

情報広場



今月の納税など

市・県民税 第2期

国民健康保険税 第2期

介護保険料 第2期

後期高齢者医療保険料 第2期

※納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替をご利用の人は残高不足にご注意ください。

▼休日納税相談

とき 8月30日(日)午前8時30

分〜午後5時

ところ 納税課

▼夜間納税相談

とき 8月10日(月)午後5時15

分〜9時

ところ 納税課

最終日曜日
市役所開庁日

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日午前8時30分〜午後5時、市役所の一部を開庁します。8月は30日(日)です。ご利用ください。

開庁窓口 市民課、保険年金課、

税務課、納税課

※詳細については、各担当課へ

上下水道料金納入に
夜間窓口開庁

毎月、夜間午後8時まで(に上

下水道料金を納入できるよう第2

浄水場を開庁しています。8月は

26日(水)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0005

0・FAX(48)01220



幸手市職員募集

採用予定人数 一般事務／14人

一般事務(身体障害者手帳の交

付を受けている人)／1人 一

級建築士／1人 管理栄養士

(取得見込み含む)／1人 保

育士および幼稚園教諭の資格を

有する人(取得見込み含む)／

2人

※年齢などの要件あり

受付 8月3日(月)〜17日(月)

○持参／庶務課(土曜・日曜日を

除く) ○郵送／期間内消印有

効(簡易書留)

試験日 1次試験／9月20日(日)

※2次試験については後日連絡

※受験案内・申込書は、市ホーム

ページおよび庶務課窓口で配布

問合せ 庶務課 内線232・FAX

(43)3783

住宅リフォーム費用の
一部を補助(後期)

対象 つぎの要件にすべて該当す

る人

①市内にある対象住宅(共同住宅

の場合は専有部分)に居住して

いる人

②申込日現在で、市税および市で

行う各種貸付制度において滞

納がない人

③市のほかの助成制度による補助

を受けていない人

④対象住宅が、過去にこの補助を

受けていない人

補助額 工事および設計費の5%

相当額(10000円未満切捨て)

※10万円を上限とし、予算の範囲

内で申込み順となります。

申込み 9月2日(水)から、見積

書と市税の完納証明書を持参

の上、建築指導課窓口へ

対象工事・設計 費用が20万円以

上(税別)で4月1日以降に着

工・着手し、平成28年2月29

日までに完了するもの

※市内の施工業者・設計業者に発

注するものが対象です。

※工事・設計がすでに完了してい

るものは対象になりません。

▼改築工事 住宅の全部または一

部を取り壊し、改めて住宅部

分を建築する工事

▼増築工事 住宅部分の床面積を

増加させる工事

▼修繕・模様替え 住宅本体の修

繕、模様替え

▼設備工事 台所、浴室、洗面所、

暖房設備、給湯設備

▼公共下水道への接続工事

※工事を伴わない物置や物品の購

入は対象になりません。

※住宅用太陽光発電システム設置

費の補助については、環境課

にお問い合わせください。

※住宅の耐震診断・補強工事は、

別の補助制度で対応します。

問合せ 建築指導課 内線57

2・FAX(43)7656

環境課 ☎(48)0331・FAX(48)

2226

くらしの110番

シャッター音で不安をあおる新手的ワンクリック請求にご注意!

【事例】

無料アダルトサイト

動画を視聴しようと思

いスマートフォンで検

索していた。

「18歳以上ですかと

の年齢確認画面をク

リックしたら画面がフ

リーズし、シャッター

が切れるような音がし

て「登録されましたと

表示された。画面には、

99900円を請求す

る表示があった。

「退会を希望する方

はこちら」とサイトの

電話番号も記載されてた。今後

どうしたらよいか。

.....

ワンクリック請求は、アダルト

サイトのほか、ゲームサイトなど

を閲覧する利用者に動画再生ボタ

ンや別のサイトへのリンクをク

リックさせ、「有料会員登録が完

了」「料金を振り込んで」などと高

額の料金請求画面を表示し、誤認

させて金銭をだまし取る手口をい

います。

平成26年後半くらいからクリッ

クと同時にカメラのシャッター音

がしたという相談があります。

これは、シャッター音を生じさ

せることで、あたかも写真を撮ら



幸手市長選挙 立候補予定者説明会

10月25日(日)に行われる幸手市長選挙の立候補予定者説明会を開催します。

とき 9月25日(金)午後1時30分
から

ところ 市役所第二庁舎1階第3会議室

内容 立候補の手続きなど
※出席は、立候補予定者を含め一候補者につき3人まで

問合せ 選挙管理委員会 内線513・FAX(44)0485

行政書士無料相談会

とき 8月18日(火)午後1時30分
分々4時

ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室

内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、開発許可、交通事故示談、外国人に関する手続き、申請 代理業務など

問合せ 埼玉県行政書士会春日部支部 ☎048(737)5615

不動産無料相談室

とき 9月1日(火)午後1時
4時

ところ 市役所第二庁舎1階第5

会議室
内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど

問合せ (社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部 ☎(31)1157

建築無料相談室

とき 9月1日(火)午後1時
4時

ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

内容 建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など

※建築指導課(内線572)でも問合せをお受けします。

問合せ 建設埼玉埼玉葛地区本部 ☎(34)3335

埼玉県建久幸幸支部 ☎(59)3812

(社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手支部 ☎(48)0875

業務用はかり定期検査

この検査は2年に一度実施しています。計量器を取引・証明の用途で使用している事業者(所)は必ず受検してください。

とき 9月29日(火)・30日(水)午前10時〜正午、午後1時〜3時

ところ 市役所駐車場
対象 ひょう量250kg以下の機械式はかり

持ち物 はかり(分銅・おもりを含む)、検査手数料

問合せ 埼玉県計量検定所 ☎048(652)2171

商工観光課 内線593・FAX(43)1123

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している人は、毎年度、現況届の提出が必要です。

※現況届を提出しないと、8月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

とき ①8月5日(水)〜7日(金)午前9時〜午後4時(正午〜午後1時を除く) ②8日(土)午前9時〜正午

問合せ 県人権推進課 ☎048(830)2255

不要

ところ ①ウエルス幸手2階第一会議室 ②子育て支援課

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(43)5600

人権啓発フェスティバル ヒューマンフェスタ

とき 8月27日(木)午前10時〜午後3時30分

ところ ウェスタ川越(川越市新宿町1-17-17)

内容 菊池桃子氏(女優・戸板女子短期大学客員教授)による人権講演会、オーケストラによる演奏、人権作文、人権メッセージなど

※入場無料、先着順、事前申込み不要

問合せ 県人権推進課 ☎048(830)2255

不要

臨時福祉給付金

支給対象となる可能性のある人には、8月下旬に案内通知などを郵送します。通知の内容を確認の上、要件を満たす場合には、期限内に申請をお願いします。

問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435・FAX(43)5600

対象 平成27年度分の住民税が課税されていない人
※課税者の扶養となっている場合や、生活保護を受給している場合は支給対象外

支給額 1人6,000円(10月中旬支給開始予定)

申請期限 12月28日(月)まで(消印有効)

※申請方法などの詳細については、郵送された案内通知、市ホームページを参照してください。

▼コールセンターをご利用ください

8月3日(月)から臨時福祉給付金に関する専用のコールセンターを開設します。

専用電話 ☎(43)6461

開設時間 午前8時30分〜午後5時15分
※土曜・日曜、祝日を除く

れて業者に転送されてしまったかのように信じ込ませて、不安をおるといふ新手段の手口です。

【消費者へのアドバイス】

①ブラウザによるウェブサイトを閲覧だけでは、スマートフォンのカメラ機能を制御したり、撮影した写真をネットワーク経由で送信したりすることはできません。

②決して画面に表示された連絡先にメールや電話をしないでください。業者にメールアドレスや電話番号を知られることになり、追加請求の被害を受けることもあります。

③表示された請求画面が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページ(<https://www.ipa.go.jp>)に消し方が公開されていますのでご覧ください。

④困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ 消費生活センター(市民協働課内)内線192・FAX(44)0257(毎週月曜・水曜・木曜・金曜日午前10時〜正午、午後1時〜3時30分)
消費生活センター春日部 ☎048(734)0999・FAX048(739)1152

▼10月1日 国勢調査を実施します

従来の調査票記入による回答方法のほか、パソコンやスマートフォンからも回答できます。9月上旬から、調査員が各世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

問合せ 政策調整課 内線683・FAX(43)1122